

令和2年10月

お客さま 各位

「定期預金(積金)規定集」の一部改定のおしらせ

当金庫では、各種定期預金の中途解約時の算出方法について、下記のとおり「定期預金(積金)規定集」を改定いたします。

記

1 改定する規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)
- ・ 自由金利型定期預金規定(大口定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定

2 改定日

令和2年11月1日

3 改定の概要

- ・ 定期預金の中途解約時において、計算結果が解約日現在の普通預金利率を下回る場合には解約日における普通預金の利率を適用いたします。
- ・ 大口定期預金の中途解約時の計算方法を、再調達金利を適用した方法から他の定期預金と同様に掛目率を使用した計算方式に変更いたします。

※詳しくは、新旧対批表をご覧ください。

以 上

定期預金(積金)規定集一部改定新旧対照表(案)

改 定 後	現 行																												
<p>期日指定定期預金規定 <自由金利型> 1.預金の支払い時期等 (略) 2.利息 (1)・(2) (略) (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。)</u> によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 70%;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>自動継続期日指定定期預金規定 <自由金利型> 1.自動継続 (略) 2.預金の支払い時期等 (略)</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	(4) (略)		<p>期日指定定期預金規定 <自由金利型> 1.預金の支払い時期等 (略) 2.利息 (1)・(2) (略) (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 70%;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>自動継続期日指定定期預金規定 <自由金利型> 1.自動継続 (略) 2.預金の支払い時期等 (略)</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	(4) (略)	
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																												
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																												
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																												
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																												
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																												
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																												
(4) (略)																													
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																												
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																												
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																												
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																												
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																												
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																												
(4) (略)																													

改定後	現行																								
<p>3.利息</p> <p>(1)・(2)・(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。)</u> によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(6) (略)</p> <p>自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)</p> <p>1.預金の支払時期 (略)</p> <p>2.利息</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日</u></p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	<p>3.利息</p> <p>(1)・(2)・(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>(6) (略)</p> <p>自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)</p> <p>1.預金の支払時期 (略)</p> <p>2.利息</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって計算し、こ</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								

改定後	現行
<p><u>における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息計算は6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p>の預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息計算は6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>
<p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満 約定利率×70%</p>	<p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満 約定利率×70%</p>
<p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p>	<p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p>
<p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p>	<p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p>

改 定 後	現 行
F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%	F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
G 3年以上5年未満 約定利率×90%	G 3年以上5年未満 約定利率×90%
④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合	④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
A 6か月未満 解約日における普通預金の利率	A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満 約定利率×30%	B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%	C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%	D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%	E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%	F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
G 3年以上4年未満 約定利率×80%	G 3年以上4年未満 約定利率×80%
H 4年以上5年未満 約定利率×90%	H 4年以上5年未満 約定利率×90%
(4) (略)	(4) (略)
3.中間利息定期預金 (略)	3.中間利息定期預金 (略)
自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)	自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)
1.自動継続 (略)	1.自動継続 (略)
2.利息	2.利息
(1)・(2)・(3) (略)	(1)・(2)・(3) (略)
(4) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。)</u> によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息計算は6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払	(4) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息計算は6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計

改定後	現行
<p>利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>G 3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p>	<p>額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>C 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>G 3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p>

改 定 後	現 行
B 6か月以上1年未満 約定利率×30%	B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%	C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%	D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%	E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%	F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
G 3年以上4年未満 約定利率×80%	G 3年以上4年未満 約定利率×80%
H 4年以上5年未満 約定利率×90%	H 4年以上5年未満 約定利率×90%
(5) (略)	(5) (略)
3.中間利息定期預金 (略)	3.中間利息定期預金 (略)
自由金利型定期預金規定 (大口定期)	自由金利型定期預金規定 (大口定期)
1.預金の支払時期 (略)	1.預金の支払時期 (略)
2.利息	2.利息
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率 <u>（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）</u> によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。	(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
<u>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u>	<u>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第</u>

改 定 後	現 行
<p><u>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</u></p> <p><u>C 1年以上3年未満 約定利率×70%</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p><u>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</u></p> <p><u>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</u></p> <p><u>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</u></p> <p><u>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</u></p> <p><u>F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</u></p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p><u>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</u></p> <p><u>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</u></p> <p><u>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</u></p> <p><u>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</u></p> <p><u>F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</u></p> <p><u>G 3年以上5年未満 約定利率×90%</u></p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p><u>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 6か月以上1年未満 約定利率×30%</u></p> <p><u>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</u></p> <p><u>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</u></p> <p><u>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</u></p> <p><u>F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</u></p>	<p><u>4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)</u>のうち、最も低い利率。</p> <p><u>A 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 約定利率－約定利率×30%</u></p> <p><u>C 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} ／預入日数</u></p> <p><u>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</u></p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p><u>A 約定利率－約定利率×30%</u></p> <p><u>B 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} ／預入日数</u></p>

改 定 後	現 行
<p><u>G 3年以上4年未満</u> 約定利率×80%</p> <p><u>H 4年以上5年未満</u> 約定利率×90%</p>	
(4) (略)	(4) (略)
<p>自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）</p> <p>1.自動継続 (略)</p>	<p>自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）</p> <p>1.自動継続 (略)</p>
2.利息	2.利息
(1)・(2)・(3) (略)	(1)・(2)・(3) (略)
<p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算しこの預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>
<p><u>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u></p>	<p><u>① 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の</u></p>
<p><u>A 6か月未満</u> 解約日における普通預金の利率</p>	<p><u>A、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。</u></p>
<p><u>B 6か月以上1年未満</u> 約定利率×50%</p>	<p><u>A 解約日における普通預金の利率</u></p>
<p><u>C 1年以上3年未満</u> 約定利率×70%</p>	<p><u>B 約定利率－約定利率×30%</u></p>
<p><u>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u></p>	<p><u>C 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)} ／預入日数</u></p>
<p><u>A 6か月未満</u> 解約日における普通預金の利率</p>	

改 定 後	現 行
<p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p>	<p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日（継続をしたときは、その満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p>
<p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>G 3年以上5年未満 約定利率×90%</p>	<p>② 預入日の1ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B $\frac{\text{約定利率} - \{ (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数}) \}}{\text{預入日数}}$</p>
<p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×30%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>G 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>H 4年以上5年未満 約定利率×90%</p>	
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>

改 定 後	現 行																																				
<p>変動金利定期預金規定</p> <p>1.預金の支払時期</p> <p>2.利率の変更</p> <p>3.利息</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p> <p>① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。)</u> によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合</p> <p>A (略)</p> <p>B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日にお</u></p>	A	6か月未満	解約日における普通預金の利率	B	6か月以上1年未満	約定利率×40%	C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%	<p>変動金利定期預金規定</p> <p>1.預金の支払時期</p> <p>2.利率の変更</p> <p>3.利息</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p> <p>① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点以下第4位以下は切捨てます。)</u> によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合</p> <p>A (略)</p> <p>B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。)</u> によって計算した金</p>	A	6か月未満	解約日における普通預金の利率	B	6か月以上1年未満	約定利率×40%	C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
A	6か月未満	解約日における普通預金の利率																																			
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%																																			
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																																			
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																																			
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																																			
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																																			
A	6か月未満	解約日における普通預金の利率																																			
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%																																			
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																																			
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																																			
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																																			
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																																			

改定後	現行
<p><u>る普通預金の利率とします。)</u>によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。)</u>によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>a 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>ロ 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>ロ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>ハ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>ニ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>ホ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (略)</p>	<p>額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額)との差額を清算します。</p> <p>a 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>ロ 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>ロ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>ハ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>ニ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>ホ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (略)</p>

改 定 後	現 行																																												
<p>自動継続変動金利定期預金規定</p> <p>1.自動継続 (略)</p> <p>2.利率の変更 (略)</p> <p>3.利息</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次により支払います。</p> <p>① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。)</u> によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">A 6か月未満</td> <td style="width: 60%;">解約日における普通預金の利率</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>B 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">A (略)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が</u></td> <td></td> </tr> </table>	A 6か月未満	解約日における普通預金の利率		B 6か月以上1年未満	約定利率×40%		C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%		D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%		E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%		F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%		A (略)		B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が</u>		<p>自動継続変動金利定期預金規定</p> <p>1.自動継続 (略)</p> <p>2.利率の変更 (略)</p> <p>3.利息</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次により支払います。</p> <p>① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点以下第4位以下は切捨てます。)</u> によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">A 6か月未満</td> <td style="width: 60%;">解約日における普通預金の利率</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>B 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">A (略)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に</td> <td></td> </tr> </table>	A 6か月未満	解約日における普通預金の利率		B 6か月以上1年未満	約定利率×40%		C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%		D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%		E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%		F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%		A (略)		B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に	
A 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																												
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%																																												
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																																												
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																																												
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																																												
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																																												
A (略)																																													
B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率 <u>(小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が</u>																																													
A 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																												
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%																																												
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																																												
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																																												
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																																												
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																																												
A (略)																																													
B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に																																													

改定後	現行
<p><u>解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）</u>によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>a 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>ロ 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>ロ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>ハ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>ニ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>ホ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (略)</p> <p>定期預金共通規定 (略)</p>	<p>応じた利率 <u>（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 <u>（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>a 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>ロ 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>イ 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>ロ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>ハ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>ニ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>ホ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) (略)</p> <p>定期預金共通規定 (略)</p>